



# 中小企業等経営強化法に基づき 中小企業の設備投資を支援します

中小企業等経営強化法に基づき、「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業者が、一定の要件を満たすことで、固定資産税の特例を受けられます。さらに、賃上げ表明を行うことで、より有利な特例率・期間が適用されます。

※先端設備等導入計画の認定は、**設備導入前の認定**が必要です。スケジュールに余裕を持って申請してください。

## ＜「先端設備等導入計画」の概要＞

●労働生産性（※1）を年平均3%以上向上させるため、対象設備（※2）を導入する計画（計画期間：3～5年）

※1 = (営業利益+人件費+減価償却費) / (労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間)

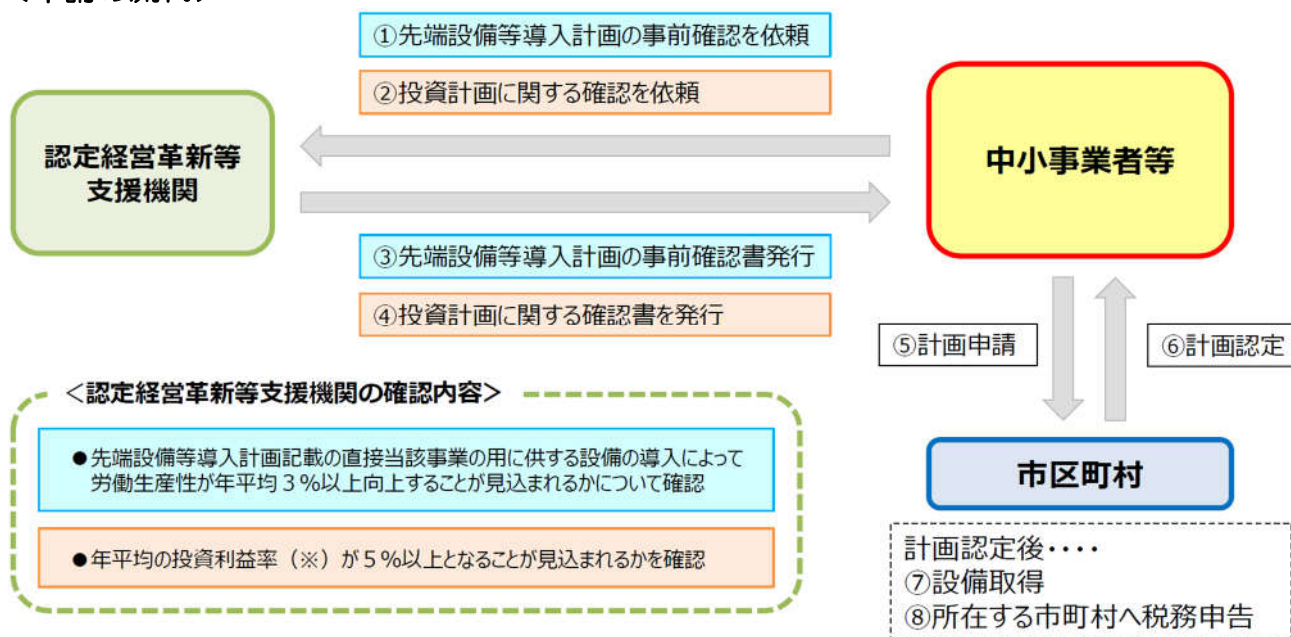
※2 = 固定資産税の特例の対象となる先端設備は、対象設備のうち、以下の2つの要件を満たすものです。

要件①：生産・販売活動等の用に直接供されるもの（中古資産は対象外）

要件②：投資利益率が年平均5%以上と見込まれる投資計画に記載された設備

※年平均の投資利益率 = (営業利益+減価償却費)の増加額 / (設備投資額)

## ＜申請の流れ＞



## ＜中小企業者が受けられる主な支援措置の内容＞

### 支援措置① 固定資産税の軽減措置

計画内で賃上げ表明をすることで、より有利な特例率・期間が適用されます。

※この措置を受けるには、先端設備等導入計画の他に、投資計画に関する確認書が必要です。

計画内での賃上げ表明	適用期間	課税標準
なし	3年間	1/2
あり	4年間	1/3

### 支援措置② 計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援

## <対象事業者>

- 柏崎市に所在している中小企業者（中小企業等経営強化法第2条第1項）
  - ・ 資本金もしくは出資金額1億円以下の法人
  - ・ 資本金もしくは出資金額を有しない法人のうち従業員数1,000人以下の法人
  - ・ 従業員数1,000人以下の個人事業主（大企業の子会社を除く）
- 柏崎市は、市全域、全業種が対象です。

## <対象設備>

設備の種類	用途又は細目	最低価額1台1基又は一の取得価額
機械装置※1	全て	160万円以上
工具	測定工具及び検査工具	30万円以上
器具備品	全て	30万円以上
建物付属設備※2	全て	60万円以上

※1 外部付随費用（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、その他購入のために要した費用）や内部取付費用（据付費、試運転費等）を含む。

※2 償却資産として課税されるものに限る。

## <提出書類>

	提出先	
	市	支援機関
A. 先端設備等導入計画		
1. 先端設備等導入計画に係る認定申請書	○	○
2. 認定経営革新等支援機関による事前確認書	○	
3. 暴力団等の排除に関する誓約書	○	
4. 市税完納証明書	○	
B. 先端設備等に係る投資計画		
1. 投資計画に関する確認書	○	
①投資計画に関する確認依頼書		○
②（別紙）基準への適合状況		○
③先端設備等導入計画に係る認定申請書		○
④その他、投資計画の計算に関する根拠資料		○
2. リース契約の場合に提出する書類		
①リース契約見積書	○	
②(公社)リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書	○	
C. 賃上げ方針を表明したことを証する書面	○	

※投資計画に関する確認書は、①～④を支援機関に提出し、作成してもらう書類です。

※Cは、従業員代表の直筆署名、又は、氏名印字の場合には押印もお願いします。

問い合わせは、柏崎市産業振興部ものづくり振興課（21-2326）へ